

パワハラ被害の訴えを受け、機構に調査と改善を要求

パワハラ・セクハラを許さず、良好な職場環境の実現をめざして

某拠点の組合員から原研労組に、「1年以上にわたり、上司から繰り返しパワハラを受けており、その結果、メンタルヘルス不調になり受診するまで悪化している。部長や拠点長に相談しても、一向に改善されない。労働組合で何とかしてほしい」という訴えがありました。詳しく話を聞くと、「サービス管理システムの参考時刻取得の打刻が始業時刻より数分遅れたことを指摘され、遅刻だと言われた。パソコンを立ち上げて手動で参考時刻を打刻するには数分はかかると言っても納得しない。これをその度、しつこく追及された。」「外部研修が夕方近くまでかかるが、『研修終了後時間があるなら職場に戻れるのではないか。』と一方的に言われた。」など、業務上必要な助言などではなく、一方的に自分の考えを高圧的に押し付けることや、その他にも、上司の問題ある言動、仕事への配慮のなさなどが、度重なっていました。

組合員から訴えを受けた原研労組は、1月末に、パワハラ・セクハラを所掌する労務部に、直ちに事実関係を調査し、パワハラを止めさせ、職場環境を改善するよう要求しました。労務部は、この件について当該拠点から報告を受けていなかったため、事態を全く把握しておらず、労組の指摘を受けて、すぐに調査に着手しました。その調査終了後、2月初めに、原研労組は機構と交渉しました。

機構の通達(17 労(通達)第 27 号)「セクシュアル・ハラスメント等の防止等について」の第 6 条第 2 項及び第 7 条第 2 項において、苦情相談の内容等を労務部長に報告することが規定されています。この通達によれば、苦情相談を受けた場合は、拠点においてパワハラかどうかの判断をすることなく、拠点からパワハラ等を所掌する労務部長への報告が義務付けられています。しかし、今回は、被害者本人が「上司の言動が苦痛であること」を上司、部長、拠点長などに訴えたにも関わらず、報告が全くなされていませんでした。このことは組織として問題であるということを原研労組は指摘し、機構側は想定外のケースに対して不備があったと発言しました。また、機構は、今後はこのようなことのないようにすると約束しました。

機構からは、現状を改善し、今後このようなことが起きないように組織として取り組み、良好な職場環境が構築されるようにすることが表明されました。

調査により、被害者及び労組が指摘する事実関係が確認されたにも関わらず、機構が「上司の行為はパワハラではない」とすることについて、労組としては認めることはできません。また、当該上司が自らの言動について反省しているのかが現時点では確認されていないことも問題です。しかし、機構は、原研労組の指摘に対して速やかに調査を実施し、現状の改善と今後の対応等をとることを約束しました。

被害者が勇気を出して原研労組に訴え、それを受けて原研労組が速やかに機構に調査と改善を要求し交渉したことが、機構が問題の解決に向けた動きをすることにつながりました。

原研労組として、今後も、パワハラやセクハラが発生しない、発生してもすぐに解決され

る、メンタルヘルス不調者を出さない、そうした良好な職場環境をめざして、運動を進めていきます。

パワハラ・セクハラでお困りの方は、一人で悩んだり、がまんしたりせず、まず機構の指定する相談員に相談してみてください。組合員は原研労組に相談してください。早期解決こそ、あなたのためにも、良好な職場環境を作るためにも大切です。

~~~~~

## 第 98 回臨時大会の開催について

組合規約第 20 条第 1 号に基づき、第 98 回臨時大会が以下のとおり公示されました。

|                                                   |
|---------------------------------------------------|
| 大会期日：2010年3月5日(金) 13:00~17:00                     |
| 開催場所：村松コミュニティセンター(東海村)2階 会議室                      |
| 議 題：第1号議案 第61期これまでの運動の総括と今後の課題<br>第2号議案 ストライキ権の集約 |

2月10日の中央委員会で承認された大会議案の構成は以下のとおりです。

議案書は、2月16日以降に支部又は分会長経由で配布されますので、支部大会や分会討議で積極的な討論をお願いします。

### 第1号議案 第61期これまでの運動の総括と今後の課題

1. 情勢
2. 賃金改定と12月期一時金
  - 2.1 2009年度賃金改定交渉
  - 2.2 12月期一時金
3. 国民の負託に応える研究開発機関とするために
  - 3.1 事業の見直しについて
  - 3.2 天下り問題について
  - 3.3 新人事評価制度について
  - 3.4 定年延長・継続雇用制度について
  - 3.5 裁量労働制について
  - 3.6 研究・技術補助要員について
  - 3.7 安全問題について
4. 業務に関する課題、職場の民主的運営
  - 4.1 パワハラ・セクハラ根絶に向けて
  - 4.2 昇給昇格差別について
  - 4.3 研究員・技術員認定について
  - 4.4 住宅や福利厚生をめぐる取組み
5. 平和と教育などの国民的課題
6. 働く仲間の連帯
7. 組織の課題

### 第2号議案 ストライキ権の集約

## 第 98 回臨時大会に向け、東海地区分会長会議を開催します。

東海地区の分会長は、下記日程の分会長会議への出席をお願いします。

分会長会議で配布する議案書の組合員への配布と、分会の開催をお願いします。

- 1) 日時： 2月17日(水) 昼 : 12時30分から  
2月17日(水) 夜 : 18時00分から  
2月18日(木) 昼 : 12時30分から
- 2) 場所：原科研内 組合事務所
- 3) 議題：第98回臨時大会に向けて議案書討議

### 公 示

2010年2月16日

日本原子力研究開発機構労働組合  
中央選挙管理委員会 委員長 宇都野 穰

### 第 98 回臨時大会代議員定数について

日本原子力研究開発機構労働組合同約第49条、並びに同選挙規則第12条及び第13条に基づき、大会代議員定数を下表のとおり決定したので公示します。大会において十分な討議を行うため、別に中央執行委員会より配布された大会議案に基づき、分会の意見を集約し、大会代議員の選出を行うよう要請します。

(大会日時：2010年3月5日(金)13:00～、会場：村松コミュニティセンター)

| 連合分会・支部   | 分会             | 有権者 | 代議員 |
|-----------|----------------|-----|-----|
| 保物・バックエンド | バックエンド         | 11  | 1   |
|           | 環境・線管・研究室      | 10  | 1   |
|           | 放管第1・第2        | 8   | 1   |
| 工務技術      | 工務技術           | 18  | 2   |
| 研究炉       | 炉利用・炉技術        | 10  | 1   |
|           | JRR-3          | 10  | 1   |
|           | JRR-4          | 4   | 1   |
| 原工・先端基礎   | FCA・炉物理        | 3   | 1   |
|           | 核物理            | 15  | 2   |
|           | 化学             | 9   | 1   |
|           | 先端基礎           | 17  | 2   |
|           | 核融合            | 4   | 1   |
| 安全セ・ホット試験 | 中性子科学          | 9   | 1   |
|           | 安工・安試・臨界・NUCEF | 8   | 1   |
| 核サ研       | 燃安・ホット試験・NSRR  | 11  | 1   |
|           | 核サ研            | 7   | 1   |
| 東海管理・他地区  | 東海管理・他地区       | 14  | 1   |
| 高崎支部      | 高崎支部           | 19  | 2   |
| 大洗支部      | 原子炉            | 26  | 3   |
|           | 照射             | 16  | 2   |
|           | 管理             | 18  | 2   |
|           | HT             | 22  | 2   |
| 那珂支部      | JT60 トカマク      | 8   | 1   |
|           | 那珂核融合          | 5   | 1   |
|           | JT-60 加熱       | 9   | 1   |
| 合 計       |                | 291 | 34  |

## ～ 2月9日 窓口交渉報告 ～

### 「厚生経費(法定外福利費)の見直しについて」提案される

機構から、「近年の社会経済情勢から公費支出について厳しい目が向けられ、(中略)平成22年度予算における厳しい状況を踏まえ、厚生経費の支出について透明性、適正水準等に留意し適切な運用ができるよう、福利厚生施策の在り方の見直しを行うこととする。」という理由で、以下の提案がありました。

原研労組としては、互助組織との意見調整の経過も知らせず、一方的に「決定した」という提案は受け入れ難く、詳細な説明を求め機構と交渉を行う予定です。

(以下、機構提案資料から抜粋)

#### 3. 対応の方向性(案)

機構の置かれている社会的状況及び厳しい予算等の環境から、各課題に迅速かつ確実に対応していく必要があるが、一方でこれらの多くが、職員の負担増大又は職員へのサービス低下を伴うことになることから、その必要性等について職員及び労働組合に対し十分な説明を行うとともに、必要に応じ経過措置等の激変緩和策を講じていくこととする。主要な事項は以下のとおりであり、関係各部及び各拠点の協力を頂き見直しを進めることとする。

##### (1) 平成22年度から実施し、予算に反映させる事項

- 食券支給の廃止
- 保養・研修所の廃止(賃貸借及び運営委託契約解除)
- 分室の運営委託費削減
- 互助組織への分担金廃止

##### (2) 平成22年度からの実施を前提に労働組合へ具体的な提案を行う事項

- 宿舍使用料の改定(国家公務員並みへの段階的引上げ)
- 宿舍付属の駐車場使用料の徴収(国家公務員準拠)

##### (3) 平成23年度からの実施を目指し検討を進め、労働組合へ説明する事項

- 拠点構内食堂の運営の効率化(運営委託費の価格転嫁)

##### (4) 分室についての検討

青山分室については、保有資産の有効活用の観点からゼロベースでの見直しを行うこととする。

東海地区の両分室については、東海地区の宿舍入居者の見直し及びKEKにおけるJ-Parcユーザー向け宿舍施設の整備状況等を勘案しつつ、検討を進める。

「見直し方針」において、上斎原分室を廃止し、櫛川分室、土岐分室及び下北分室については宿舍に転用することとしており、計画的に進める。